

**「株式会社日本商品清算機構との清算機能の統合に伴う商品市場の清算業務に関する制度要綱」  
に寄せられたパブリック・コメントの結果について**

当社では、「株式会社日本商品清算機構との清算機能の統合に伴う商品市場の清算業務に関する制度要綱」を2019年7月30日に公表し、8月29日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、4件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当社の考え方は、以下をご覧ください。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<p>&lt; 13. 取引証拠金（3）取引証拠金の預託実務⑧代用有価証券（充用有価証券）等の種類等について &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代用有価証券として預託可能な倉荷証券について「JSCCの受渡決済の目的物とすることができる物品の保管を証する倉荷証券に限る。」とあるが、この場合、「JSCCの受渡決済の目的物とすることができる物品の保管を証する倉荷証券」か否かはどのように判別するのか。受渡決済を行わない取引（限日現金決済先物取引）等の取引証拠金として倉荷証券を預託することは出来ないということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社において受渡決済の対象にできる倉荷証券は、市場開設者（金融商品取引所及び商品取引所）が取引の決済のために受渡しの目的物とすることが可能なものとして定める商品の保管を証するものとなります。</li> <li>当該倉荷証券であれば対象取引の種類にかかわらず取引証拠金の代用有価証券として預託いただけます（たとえば、金限日現金決済先物取引のみを行っている顧客が金の倉荷証券を取引証拠金の代用有価証券として預託することは可能）。</li> <li>ただし、金融商品取引所に上場され商品取引所には上場されない商品（金など）に係る倉荷証券を、商品取引所に上場する商品（原油など）に係る取引証拠金の代用有価証券とすることは認められません（商品取引所に上場され金融商品取引所に上場されない商品に係る倉荷証券の、金融商品取引所に上場する商品に係る取引証拠金の代用有価証券としての取扱いも同様）。</li> </ul>

2	<p>&lt;その他：外貨の取扱い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外貨による清算制度およびドル建て商品の上場に対する清算制度を検討頂きたい。国内・海外より幅広く機関投資家の取引を取り込むためには、外貨による証拠金および決済対応を行うべきと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在でも米国ドルを取引証拠金として当社に預託することが可能です。</li> <li>外貨建商品の取扱いにつきましては、市場参加者様のニーズや、日々の差金決済及び受渡決済における外貨決済の対応可否等の観点を踏まえ、引き続き検討して参ります。</li> </ul>
3	<p>&lt;その他：SPAN パラメーターの公表時刻等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>翌週から適用するSPANパラメーターの公表時刻を現行の金曜午後6時過ぎから午後5時頃に前倒して頂きたい。そもそもSPAN証拠金をタイムリーに適用するのであれば週次ではなく日次で更新すべきだと考える。加えて、利用者システムにSPANパラメーターを簡素に取り込めることができるよう、JSCCにおけるSPANパラメーターのHPへの掲載方法を検討して頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表時刻の前倒し・提供方法につきましては、他の利用者のニーズや対応に係るコストを考慮しながら、引き続き検討して参ります。</li> </ul>
4	<p>&lt;その他：商品先物取引に係るプライス・スキャン・レンジ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プライス・スキャン・レンジの算出方法を明示頂きたい。貴金属グループ・ゴムグループ等の市場別の形式か、金グループ・白金グループ等の銘柄別の形式のいずれか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品先物取引に係るプライス・スキャン・レンジ等のSPANパラメーターの設定にあたっては、要綱に記載のとおり当社の現行方法を原則として適用する方針であり、詳細につきましては年内に決定する予定です。決定次第、当社ウェブサイトにて公表いたします。</li> </ul>

提出者：1～4＝楽天証券株式会社

以 上